

会議録審議会等

審議会等の名称	平成26年度 第1回山口市環境審議会
開催日時	平成26年5月26日（月曜日）14:00～15:15
開催場所	山口総合支所 3階 第2委員会室
公開・部分公開の区分	公開
出席者	中西委員（会長）、伊原委員（副会長）、赤星委員、糸原委員、上重委員、浮田委員、加藤委員、河村委員、福浪委員、藤島委員、前田哲男委員、前田幸子委員  敬称省略・順不同（12人）
欠席者	東福委員
事務局	（環境部）：山田部長、小野次長、津石参事、谷村処分場担当参事 （環境政策課）：楳本課長、上田室長、江村主幹、坂本主幹、杉本主査、山村主査 （10人）
議題	・山口市環境基本計画見直しについて
	<p>開会后、市長挨拶の後、山口市環境基本計画見直しについて、審議会へ諮問を行い、会長の進行により議事に入った。</p> <p>&lt;事務局&gt;          それでは、山口市環境審議会規則第5条第2項の規定に従いまして、ここからの議事進行につきましては、当審議会の会長でございます、中西会長に議長をお願いいたします。</p> <p>&lt;会長&gt;          それでは、本日の議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願ひいたします。初めにお諮りしますが、当審議会は、原則として公開し、議事録についても公表することとしていますが、これでよろしいでしょうか。</p> <p>&lt;委員&gt;（異議なし）</p> <p>&lt;会長&gt;          ありがとうございます。異議なしということで、当審議会は原則公開とし、議事録についても公表することとさせていただきます。ただ今、渡辺市長から、山口市環境基本計画の見直しについて、諮問書を受け取りました。これからは、この諮問の内容に基づき、環境基本計画の見直しについて、審議を行いたいと思います。事務局からの説明をお願いいたします。</p>

<事務局> 山口市環境基本計画の見直しについて説明

<会長>

ただ今、事務局から、「環境基本計画の見直しについて」説明がありました。委員の皆様は御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

<委員> 《質疑なし》

<会長>

御質問はございませんか。なければ、山口市環境基本計画の見直しについては、以上とさせていただきます。それでは、議題の2でございます、山口市環境基本計画の見直しに係る策定部会の設置について、事務局から説明をお願いいたします。

<事務局> 山口市環境基本計画の見直しに係る策定部会の設置について説明

<会長>

ただ今、事務局から「山口市環境基本計画の見直しに係る策定部会について」提案がありました。委員の皆様は御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

<委員> 《質疑なし》

<会長>

特になければ、山口市環境基本計画の見直しに係る策定部会の設置については、事務局の提案のとおりとさせていただきます。

<会長>

次に、「その他」にまいります。事務局から説明をお願いいたします。

<事務局>

前回3月27日に開催いたしました、審議会の中で、山口市次期一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況につきまして、御報告申し上げます。その際に、指摘のありました件について、次回報告させていただきますとしていましたので、報告させていただきます。資料の方は、別に用意をさせていただきます。

<事務局> 山口市次期一般廃棄物最終処分場整備事業の進捗状況について説

明

<会長>

ただ今、事務局から説明がありました。委員の皆様は御意見・御質問がございましたら、挙手をお願いいたします。

<委員>

15年経つと水の処理はしなくなるんですね。その後は、そこから出る水が安全かどうか、スクリーニングすることはあるのでしょうか。

<事務局>

15年間の埋め立てが終了しましても、最低2年間は水質の検査が必要です。水処理をしなくても、浸出水の水質が安全基準を満たせば、廃止という形になるかと思えます。その際も地元と協議をいたしまして、水質は水処理なしでも保たれているという状況が確認できた後に、結論を出しまして、跡地利用という方向を目指していく、ということになるかと思えます。サンプリングも含めまして、適切な監視体制を含めた形で、環境保全協定も結んでおりますし、要望があればサンプリングに立会いが出来るような形にしていますので、一番気になる水処理、樫野川の河口域への影響は、常に考えていかないといけない、というのは考えています。

<委員>

15年経った後、2年間は検査をされるということですが、その後の2年間が問題なければ、何もしないということですか。地元から要望があれば、延長するのでしょうか。

<事務局>

すぐに廃止というのではなく、跡地利用計画というものを15年間の埋め立て期間終了前に、地元と協議会を作り、いかに有効に活用するか、地元を中心に考えていくということで協議をします。市が中心として、跡地利用を進めていくのではなく、嘉川を尊重して、何を作っていくのか、山口市全体で協議会をもって考えていく、という方向で考えています。水処理の状況が2年ではということになれば、その期間を延ばすこともありえますし、地元との協議の中で、お互いが納得した上で、考えていく必要があると考えています。

<委員>

前の意見に、関連してですけれども、2年間は最終処分場の全体の期間で決まっていたか。

<事務局>

最低の基準は、2年間水質基準を満たすようにと決まっています。

<委員>

オープンの場合は雨が降りますので、どうしても出てきますが、屋根付きの場合は、地下水を散水すれば出てくる。そうしなければ、水は出てこないわけですよ。少し状況が違うのかなと思うのですが。

<事務局>

雨水が入らないということで、地下水の散水だけで処理します。尚且つ、先程説明しましたように、焼却灰も入らないので、重金属やダイオキシン等の水処理も考えなくてもいいのではということ、今の実験の段階でも、残さに水をかけて試験をしています。その結果でもきれいな水が出ますので、2年間という期間はありますが、以後の跡地利用に向けての手続きは進められるのではと思っています。

<委員>

最初は、建屋も丈夫ですが、時間とともに屋根にほころびが出来たり、床の方も水漏れが出たりという可能性も排除はできない。時間が経てば経つほど危ないのであって、その所のチェック体制を薄くするのは、危ないのであって、外部の団体でチェックするのがあれば、それに応じて対応する体制が必要なのではないかと思うのですが。

<事務局>

チェック体制につきましては、当然、維持管理計画というもので対応していきますが、施設を地元開放するというか、見ていただくような積極的なPRも必要だと考えております。この度、浸出水処理施設の建設にいたしまして、環境学習の場ということでの有効活用も考えております。環境に対する、清掃施設に対する理解がなかなか浸透していないこともありますので、PRしていく中で、維持管理に向けての検討についても地元の方に周知する、目を通していく機会も必要だと思います。

<事務局>

説明も必要ですが、先程、残さを御覧いただいたように、色々な物を砕いたとはいえ、木片等も少しずつ入っています。クローズドの屋根のついたまま、そのまま水もかけないでいると、そのままの形で残っていることになります。そこに、毎日水を5㎡かけていくということで、皆さん、土が手についたら手を洗われると思いますが、それと同じように、毎日毎日、水を5㎡かけて洗い

流します。木とかは発酵することもあります。有機物を徹底的に洗い流して、きれいにした水は、下水道でもきれいな水は、川に流れるのと同じように、川に流れて行く。そうやって15年間、手を洗い続けるのですが、最後に出た15年目分は、更にもう2年間は手を洗い続ける。2年間経ったらもう手を洗っても、汚い水が出ないぐらいきれいになっただろう、というくらいが目安が、大体2年間でそこでもまだきれいでなければ、更に洗い続けるということです。2年間経って、建物の寿命、コンクリートが傷むのではないか、ということなどを考えて、跡地利用で、もしその覆いを取ったとしても、中の物はみんなきれいになっていて、今後、普通の雨が降っても、地下水が浸み込んでも、きれいな水しか出ない、という状態になるまで水を監視していく、というのが今回の主旨であり、そういった設計と考えていただければいいと思います。

<委員>

一応、15年間となっていますが、現在、分別などでごみの量はかなり減ってきていると思いますが、もし15年間でいっぱいにならなかつたら、使用期間は延長されるのでしょうか。

<事務局>

これにつきましては、基本的には、国が定めた基準が15年という、国の補助をいただきながら施設を作っていくということから、基本的には15年と考えております。また、地元との環境保全協定の中でも、15年間は使わせていただきたいと説明しておりますので、基本的な考え方は15年間ということです。廃棄物自体の減量化が進んで、例えば、15年経ってもまだ埋められるのではないかという意見があっても、やはり地元の意向を尊重するのが、原則だろうと考えております。

<委員>

今の意見に関連してですが、15年を前提に補助するのは建設費ですよ。

<事務局>

基本的には建設費です。

<委員>

地元のことは別として、一般的には埋め立てのスペースは貴重なわけですよ。そういう状況になれば、地元と交渉して使えるだけ使わせていただく努力も必要かと思います。

<事務局>

今の補足をいたしますと、今ある神田処分場につきましても、15年の区切りがあります。地元の了解を得られれば、埋め立てスペースを、無駄にすることは無いのですが、地元がどうしても15年ということであれば、覆土をして終わる、施設は1ヶ所、そこばかりではないと。地元の了解が得られれば、先程の委員の意見の方法も考えられると思います。それから、浸出水ですが、4ページに浸出水貯水タンクというのがございます。その手前で、水の検査をいたします。それが安全かどうかの基準になります。水処理施設を通す前の所で検査をします。年間2回、施設を変えてお願いしたいと地元で話が出ています。地元と話しを進める中でやっていきたいと考えております。あくまでも2年間というのは、そこの原水がきれいか、ということ的前提に2年間全く変化がなかったら廃止することができる、という国の基準がありまして、そこが少しでも異常値であれば、水処理施設を5年でも10年でも稼働させるということになります。

<委員>

閉鎖基準は、当然、運転中は協定や国の基準値をクリアしないとイケませんね。閉鎖基準というのは、その15年中とか、そういうものが備えられていますかね。

<事務局>

管理型の最終処分場ですが、これについても国の廃止基準の定めがあります。これをクリアしないと、先程いいましたとおり、2年間の水質検査でクリアしないと閉鎖できないというものがございます。

<委員>

先程の課長の手を洗い続ける説明は非常にわかりやすく、一般の人は理解してくれると思います。カゴなどは、硬いプラスチックが多いですよ。プラスチックは化学物質の塊で、添加剤も入っていると思います。一概にはそう言いきれない部分もあるわけで、そういう認識も持って欲しいと思います。水だけの問題だけでなく、どの利用や屋内の空気なども、実際の問題になってくるのでは。排ガス関係はどうなっているのでしょうか。

<事務局>

埋め立てるものは、基本的には不燃物中間処理センターで処理された不燃物の最終的な残さのみということで、焼却灰や重金属は入りません。

<委員>

焼却灰でなくても、その硬いプラスチックや残さからは、ガスが発生するの

では。

<事務局>

排ガスは、ダクトが入っていますので、発生したガスは排出できる仕組みはできております。

<委員>

排ガス処理を通して、外気放流というものがありますか。

<事務局>

管を通り、そのまま外へ。

<委員>

そのまま外気口に排出するということですか。

<事務局>

通気管という所があり、こちらから出ていきます。

<委員>

水処理の汚泥類が出ますね。その汚泥は、どこでどう処分するのか。

<事務局>

水処理施設で発生した、汚泥類につきましては、埋め立て施設に戻すという形です。

<委員>

一部をセメントとか、焼却灰のような感じで、搬出できないですかね。またぐるぐる回って、安定するまでに時間がかかる気がしますね、汚泥ですから。

<会長>

水処理の汚泥を全部工場に持って行って、セメントの中に混ぜるなど、山口県の場合はそこまで考えていないが、量がどのくらい出るかということもあるでしょうが、汚泥を工場に持って行き、セメントに混ぜるとというのが、最近結構あるということもご検討をいただければ。

<事務局>

貴重な意見をいただきました。汚泥物の処理につきましては、今後いろいろ検討させていただく中で、セメント化できるのであればということもございま

すが、今は埋め立てで考えています。

<委員>

要するに、ごみ処理施設で燃やしてしまうとか、そうする方が無難な気がします。

<事務局>

現在のところは、水分を抜き取って、埋め立て地で処理していく状況でございます。

<委員>

それと、3ページの下の水色の台形の部分、ここは何か意味があるのでしょうか。

<事務局>

これは中で、搬入物を運搬するトラックなどが管を傷めないように、クッション材といいますか、石といいますか。

<委員>

海が近いので、水処理施設は大事だと思いますが、最近は自然災害などで、電気の供給が止まるということなどがありますが、この水処理施設はどうでしょうか。この施設に支障がないような、予備のシステムが備わっているのでしょうか。

<事務局>

そういった非常事態で、電気が止まった場合には、安全に施設も停止するような装置もありますし、水処理の中に一時的に出てきた汚水を貯蔵する施設もありますので、対応できるようなシステムになっております。

<事務局>

一応、150 t分の別なプールがあると思っていただいて、調整池みたいに、中に設置してあります。

<委員>

水質の関係ですが、国の基準以下に適合というのは当然ですが、自主基準値を定めていただいて、それをオープンにした方がいいかなと。この時期にできる最新の設備ですので。



	<p>&lt;事務局&gt;</p> <p>国の基準は、当然基準として守らないといけない、自主的な基準は目に見えるような形で検査結果をお示します。自主的にその基準よりもはるかにいい数値での結果をお示するのが、当然の市の責務だと考えておりますが、やはり15年経って、後2年間水処理ということで、跡地利用を考えた時に、なかなかその自主基準的なものを明確に定めると、後の処理の有効な活用が難しいというところもございます。それにつきましては、地元の話し合いの中で協調しながら、目に見えるところは地元に参加していただいて、これだけきちんとやっています、というようなどころを見せるべきであろうし、跡地利用を考えた時には、有効な利用を地元も早く次の目的を考えておりますので、当然、水処理をしていく以上、基準は自主的に守っていくような考え方というのは念頭において、対応して参りたいと考えております。</p> <p>&lt;会長&gt;</p> <p>他に御質問がございますか。無いようでしたら、これからの進行は、事務局にお返しいたします。</p> <p>&lt;事務局&gt;</p> <p>委員の皆様、本日は長時間にわたり、お疲れ様でした。次回の開催につきまして、説明をさせていただきます。本日承認をいただきました、環境基本計画の見直しについてでございますが、策定部会の設置が承認されましたので、策定部会で見直し案の審議・調整を行っていただくこととなります。策定部会の委員の皆様につきましては、改めて連絡をいたしまして、開催させていただきたいと思っております。審議会につきましては、部会で個別、具体的な協議を行い、答申案を作成してからの審議となりますので、審議会での審議は、次回10月を予定しております。また、次回の審議会は、10月を予定しております。平成26年度版環境概要の内容について、併せて御報告申し上げたいと思っております。以上で本日の議事は全て終了しました。これをもちまして、本日の審議会を閉じさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。</p>
内容	<p>1 平成26年度第1回山口市環境審議会次第</p> <p>2 山口市環境基本計画見直しについて（諮問）</p>
会議資料	<p>環境部 環境政策課 環境企画担当</p> <p>TEL 083-941-2180</p>
問い合わせ先	<p>環境部 環境政策課 環境企画担当</p> <p>TEL 083-941-2180</p>

